

## 当面の検討の進め方について

---



# 当面の検討課題について

## 調達に関する一連の手続について

- これまで、総務省においては、累次の規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定等）に基づき、**競争入札参加資格審査申請の標準項目等の作成**に取り組んできたところ。
  - 【総務省の取組経緯】
    - ・令和元年 競争入札参加資格審査申請に関するワーキングチームの開催
    - ・令和2年 標準項目等に係る地方公共団体への意見照会
    - ・令和3年 標準項目等に係る経済団体等への意見照会  
規制改革推進会議デジタルワーキング・グループ等における議論  
標準項目等の取りまとめ・地方公共団体へ通知
- 他方で、**調達に関する一連の手続（入札参加資格審査～支払）**については、事業者の事務負担の軽減・効率化や利便性の向上の観点から、本手続の**統一化に取り組むよう求める声**（規制改革推進会議等）があるところ。
- しかし、**本手続の具体の実施方法や様式**については、**地方自治法等の国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において、当該団体の実情を踏まえ、財務規則等で定めて運用していることから、地方公共団体ごとに大きく異なっている**ところ（例：入札参加資格審査申請方法等の手続、見積書・請求書等の様式）。

## 当面の検討課題（案）

- 本研究会において、地方公共団体・民間を通じた社会経済活動全般の効率化を図る観点から、**先ずは、調達に関する一連の事務手続・様式を中心に、**
  - ①**規律密度を高めるべき手続・緩和すべき手続**
    - どのような事務手続・様式において統一性を担保すべきか、又は裁量性を確保すべきかを議論
  - ②**規律密度を高める方法・緩和する方法**
    - 統一性・裁量性の確保を進めるに当たって、どのような手法（法令上の措置等）を取り得るかを議論
- **について議論を行い、本研究会としての意見を取りまとめることとしてはどうか。**

# 当面の検討の進め方（案）

---

## 第1回（11/22）

- 調達に関する一連の事務手続・様式の現状と課題

## 第2回（3月頃）

- 関係者からのヒアリング

## 第3回（6月頃）

- 規律密度を高めるべき手続・緩和すべき手続
- 規律密度を高める方法・緩和する方法

## 第4回（9月頃）

- 今後の取組の進め方（総務省）（たたき台）の提示
- 研究会整理意見の取りまとめ

## (参考) 規制改革実施計画 (令和4年6月7日閣議決定) (抄)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	地方公共団体等と事業者の間の手続の標準化・デジタル化	<p>a～c (略)</p> <p>d 総務省は、地方公共団体の入札参加資格審査申請から見積書の提出、契約の締結や請求書の提出までの調達に関する一連の手続が地方公共団体ごとに異なっていることが地域をまたいで活動する事業者等に大きな負担となっており、この一連の手続（地方公共団体側のものを含む。）を標準化・デジタル化すべきとの意見を踏まえ、地方公共団体、デジタル庁等の意見も聞きつつ、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用及び電子申請システムへの反映、見積書や請求書等の支出根拠書類の押印見直しについて促す（措置済み）。</li> <li>・ 地方公共団体の調達に関する一連の手続については、令和4年上期の標準項目等の活用状況に係るフォローアップ調査において、当該手続の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握しつつ、事業者の意見も把握し、当該手続の電子化・オンライン化を更に進める方策について検討を行い、速やかに結論を得る。</li> </ul>	<p>a：～c：(略)</p> <p>d：可能なものから順次措置</p>	<p>a：～c：(略)</p> <p>d：総務省</p>